

発達保障のために学びたい本 連載 第10回

河添邦俊・清水 寛・藤本文朗 著

『この子らの生命輝く日——障害児に学校を』 『障害児と学校』

山中 冨子

はじめに

特別支援教育はその理念として、特別な場に限らず子どもたちの教育的ニーズに応えることを謳っており、その充実がインクルーシブ教育の実現につながるという見解が中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告（2011年7月）にて示されたことはよく知られている。教育の場を画一的及び固定的なものとして、多様な学びの在り方を尊重するとしても、それらをどう保障しようとするのか、さらに、多様な学びの場を確保するとはいえ、それぞれの場が質的に分断されずに接近性を追求しながら、子どもの多様性にどう応えていくことができるのか、今日、日本型インクルーシブ教育の在り方を規定するこれらの論点をめぐって、様々議論されている¹⁾。つまり、今改めて、子どもたちの多様性に応える学校教育の在り方を、内実に迫って問うていくことが求められている。特定の教育形態を「選ばされる」のではない、子どもの発達における最善かつ柔軟な就学・修学は、このような観点を踏まえた議論や取り組みと共にあるはずである。

以上のような議論や取り組みを進める上で、教育理念、制度保障、教育実践にわたる障害児教育の歴史から、実に多くの示唆を得ることができ

る。というのも、障害児の教育権保障においては、発達や教育の権利性はもちろん、それらを可能とする発達の見方、学校教育の在り方等といった根本議論が必然とされてきたからであり、それらを机上の空論とはしない、実践の創造と運動の蓄積があるからである。特殊教育が特別支援教育に転換されて早10年、インクルーシブ教育といった理念も導入され、子どもの教育的ニーズへの対応が当たり前のこととして理解されるようになった今日だからこそ、歴史に学び、発達や教育の実質的な権利保障における現実の矛盾を精緻に捉えていくことが重要であろう。

今回紹介する2冊、『この子らの生命輝く日——障害児に学校を』と『障害児と学校』が、まさにそのための絶好の著書であることは間違いない。研究、実践、運動が見事に連関して、行政の対応を待たずして、日本の障害児教育を生成していく過程が描かれている。これらが執筆された時期は、約40年前にさかのぼる。今日の障害児を取り巻く環境や子育て環境は、言うまでもなく、当時とは随分と異なっている。例えば、基本的な子育て環境を整えるべく、乳児期前半までの完全母乳を強く推奨したり、母乳が出ないのは哺乳類としての自然を失った状態と説明したり、テレビや漫画本に囲まれる生活が子どもにとって極めて悪影響であることを指摘する等の箇所は、今日からすると、そのままでは受け止め難く、かえって保護者を追い詰めることにもなりかねない。このようなことには留意せねばならないが、そのようなことによって、これらの著書に対する評価に何

らかの影響があるとするならば、それは大変残念なことである。この2冊は、長らくこの分野に身を置いてきた者にとっても、新たにこの分野に足を踏み入れた者にとっても、自身の取り組みが歴史的にいか位置付けられるのかを確認することのできる、貴重な著書である。そして、今日においても全く色あせない提案が数々なされていることに、改めて驚かされるのである。

著者は2冊とも同じく、地域で長く不就業在宅障害者の実態調査を進めてきた藤本文朗、ろう学校教員として重複障害の子どもの教育実践に主として取り組んできた河添邦俊、そして、「障害者問題」の歴史研究者である清水寛の3名である。

1. 『この子らの生命輝く日——障害児に学校を』の概要

本書は、就学猶予・免除によって合法的に学校から排除されることで、障害児やその保護者にどのような事態がもたらされるのか、そして、そのような事態を打開するための運動がどう展開されていたのか、障害児をはじめすべての子どもたちが生命を輝かせることのできる教育を実現するための学校とはどのようなものかを追究している。

第1章及び第2章では、調査者自らの足でまさに一軒一軒訪ね歩いて不就業児の実態が調査されたこと、そのような地道としか言いようのない取り組みがあったからこそ把握された親たちの切なる声と、発達に必要な環境が与えられない子どもたちの姿が描かれており、このような取り組みが障害児教育の保障に向けた運動の第一歩となったことがよくわかる。就学猶予・免除の壁を前に、「学校へ行きたい」と願う子どもたちや親たちの様子はあまりに切実である。これらの事実だけでも、障害児教育を保障することの歴史的な重みを痛感させられる。

養護学校義務化前の1960年代は特に、特殊教育は普通教育にはそぐわない子どもたちの受け皿的扱いがなされていた。さらに、当時の特殊学級は「促進学級」という位置づけで、特殊教育の場

であるにもかかわらず、手のかかる障害児は排除される傾向にあった。さらには、就学猶予・免除とされた、より障害の重い子どもたちの重要な受け皿となっていた福祉施設でも、その傾向が見受けられたとい

う。このように、普通教育に「適する」のか否かといった観点や、発達を保障する上で手厚い支援を要する障害の重い子どもほど就学の希望が叶わない現実を通して、普通教育と特殊教育の双方にある差別が明らかにされている。更に、例えば普通学級に学籍を得ても、必要な教育を十分に受けることが難しく、長期欠席（実質的な不就業）となるケースも報告されている。不就業児というときには、このような実質的な不就業児も視野に入れていく必要性が主張される。

差別の最たる形である就学猶予・免除を保護者が「選ばされる」プロセスに、いわゆる専門家が大きく関与していたとする指摘は重い。専門家からの「勉強より健康を」等といった、子どものことを考えてのもっともらしい助言によっても、保護者は「学校は無理」と思わされてきたという。学校体制の固定的理解を自覚し、それを乗り越えていくことが重要である。そこで、具体的に本書では、普通学級の規模を30人以下とし、すべての子どもたちに適切な教材を整え、「一人がみんなのために、みんなが一人のために」の集団保障が主張されている。障害児が学校教育を十分に享受するためには、養護学校義務化だけではなく、通常学級を含む通常学校全体の改革を必須とすることがわかる。

まずは我が子の就学を叶えるために立ち上がり、教育によって変わる子どもの姿を目の当たりにしたことで、発達にとっての学校教育の意義を実感し、我が子だけではない、すべての子どもに教育を、と関係者が主張することの本当の意味を身をもって知ったという保護者の言葉は胸を打つ。ここで描かれる、自身の思いが「ねがい」と



『この子らの生命輝く日』
1974年 新日本新書

やまなか さえこ
埼玉大学教育学部